

「すみずみ子育てサポート事業」等広報業務に係る プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、県内在住の子育て世帯に「すみずみ子育てサポート事業」および「「ふく育さん」事業」（以下、「すみずみ子育てサポート事業」等」という。）の広報を行い、事業の認知度向上および利用促進につなげることを目的とする。

2 企画提案書を募集する委託業務概要

（１）業務名

「すみずみ子育てサポート事業」等広報業務

（２）業務内容

「すみずみ子育てサポート事業」等広報業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

（３）委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

（４）委託契約金額の上限

１，５４９，０００円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （２）本委託業務の参加資格認定の日において現に指名停止措置を受けていないこと。
- （３）福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１４６条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者であること。
- （４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- （５）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に指定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （６）本委託業務の性質および迅速・確実な履行を確保する観点から、福井県内に本社を有し、県の求めに応じて来庁に対応できる体制を整えている者であること

- (7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (9) 「すみずみ子育てサポート事業」等広報業務プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (10) 福井県から訴えを提起されていないこと。
- (11) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

4 プロポーザル審査の手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 実施要領等の公示・配布期間	令和8年6月 8日（月）～6月17日（水）
② 質問受付期間	令和8年6月 8日（月）～6月12日（金）
③ 参加申込期間	令和8年6月 8日（月）～6月17日（水）
④ 参加資格の認定結果通知	令和8年6月18日（木）
⑤ 企画提案書提出締切	令和8年6月25日（木）
⑥ 審査会（書面審査）	令和8年6月下旬

(2) 実施要領等の配布

本委託業務に関する実施要領等を次のとおり配布する。

- ① 配布期間 令和8年6月8日（月）から6月16日（火） 9時から17時の間（土日祝を除く）
- ② 配布場所 下記「9 問合せ先」に同じ。
- ③ 配布方法 実施要領等は、上記②配布場所での配布および福井県健康福祉部こども未来課ホームページに掲載する。

<https://cms3.ain.pref.fukui.jp/temp/200417/5/r8sumizumi.html>

(3) 質問の受付および回答

本委託業務に関する質問を次のとおり受付、回答する。

- ① 受付期間 令和8年6月8日（月）から6月12日（金） 9時から17時の間（土日祝を除く）
- ② 提出場所 下記「9 問合せ先」に同じ。
- ③ 提出方法 質問票（様式第1号）により電子メールで提出すること。
- ④ 回答方法 令和8年6月16日（火）までに電子メールにより回答する。

(4) 参加表明書の提出

本委託業務にかかるプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書（様式第2号）を提出すること。

- ① 提出期限 令和8年6月17日（水）17時まで（必着）
- ② 提出方法 持参の場合は、土・日・祝日を除く9時～17時に持参すること。
郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
- ③ 提出先 下記「9 問合せ先」に同じ。

④提出書類

- ア 参加表明書（様式第 2 号）
- イ 企画提案参加者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意）
- ウ 直近の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し
- エ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書（写し可。発行日から 3 か月以内のもの）
- オ 消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（その 3 の 3）（写し可。発行日から 3 か月以内のもの）
- カ 法人の登記事項証明書または登記簿謄本（写し可。発行日から 3 か月以内のもの）
- キ 提案を求める業務と同種または類似業務を履行した実績（様式第 3 号）

⑤提出部数 1 部

- ⑥参加辞退 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 4 号）を提出すること

（5）参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和 8 年 6 月 1 8 日（木）付けで書面にて通知する。参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

（6）企画提案書等の提出

参加資格要件を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書等を期限内に提出すること。なお、企画提案書提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

- ①提出期限 令和 8 年 6 月 2 5 日（木）1 7 時必着
- ②提出方法 持参の場合は、土・日・祝日を除く 9 時～1 7 時に持参すること。
郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
- ③提出先 下記「9 問合せ先」に同じ。
- ④提出書類（※A 4 サイズ、任意様式）
 - ア 企画提案書
 - ・提案概要（提案の狙い、特徴）や基本的な考え方
 - ・仕様書に沿った企画提案
 - ・業務実施スケジュール（業務ごと、企画ごとに明確に提示すること）
 - ・業務実施体制（業務全般を監督する責任者および業務ごとの担当者の配置、氏名・役職、これまでの実績やノウハウ・知識など、提案内容の実現可能性が判断できるよう明確に提示すること）
 - ・その他独自の提案内容
 - イ 経費見積書（内訳含む。委託契約金額の上限を満たすよう経費の割引を行っている場合は詳細な積算を明確に提示すること）
※記載する金額は、消費税および地方消費税 1 0 %を含んだ金額とする。
 - ウ 参考資料
 - ・会社の概要（組織体制、主要業務等）
 - ・提案を求める業務と同種または類似業務の履行実績が分かるもの

⑤提出部数 紙媒体で正本1部および副本5部を提出すること。

また、データでも提出すること。なお、提出先は下記「9 問合せ先」に同じ。

⑥留意事項

ア 企画提案に係る経費は全額提案者負担とする。

イ 提出後における書類の追加および変更は認めない。

ウ 提出された書類は一切返却しない。

エ 提出された書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

(7) 審査会

本委託業務にかかるプロポーザル審査会において、提出された企画提案書等に基づき書面審査する。

5 審査方法

(1) 審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類について公正に審査を行った後、企画提案の内容や事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

①企画提案書の的確性およびわかりやすさ

②企画提案内容の実現性

③実施業務の効果

④独自の提案内容

⑤業務計画およびスケジュール

⑥業務を履行する能力の有無、実施体制

⑦事業費の妥当性

(2) 優先交渉権者の決定

審査会において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

(3) 選定結果通知

選定結果の通知は、すべての本プロポーザル参加者に対して通知する。

①通知方法 応募者の代表者（担当者）宛に書面にて通知

②通知予定日 審査会の開催日から1週間以内

なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

6 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

・契約の締結に応じないとき

・財務状況の悪化等により業務の履行が確認できない恐れがあるとき

・その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような

事情が生じたとき

7 再委託

本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、県に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

8 成果物等に関する権利の帰属

本業務により制作された成果物等に係る使用权、著作権、所有権は、原則として委託料が完済されたときに、県に帰属するものとする。また、県は成果物等を公共の目的のために、県が使用し、または県が指定する者に使用させることができるものとする。ただし、これにより難いものについては、あらかじめ条件を示し、県と協議すること。

9 問合せ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部 こども未来課子育て応援グループ（担当 金森、東）

電話 0776-20-0289

FAX 0776-20-0640

電子メール kodomomirai@pref.fukui.lg.jp